

古場 正春

◆財政問題

問 当市の現在の負債額を伺う。

市長 平成14年度末の市債残高は約254億円（全会計）で、平成14年度末人口で換算すると、市民1人当たり約33万3千円です。

問 八街駅北側地区土地地区画整理事業費と事業計画は。

市長 全体事業費60億9千500万円に対し、平成15年度末完成見込みは29億4千100万円、約48%になる見込みです。財源の内訳では、市単独費、起債事業の地方特定道路整備事業及び公共施設管理者負担金で49億1千700万円であり、厳しい財政事情を踏まえながら、年度計画や整備内容などを検討し、可能な限り経費の節減を図り、積極的かつ効率的な公共施設整備を図りたい。けや木は支持升を入れて、1本当たり70万円程度です。

問 クリーンセンターごみ焼却場について。

市長 施設建設費は、77億6千523万3千円で、平成15年9月に全ての工事が

完了しました。

問 事業費及び負債の返済計画を伺う。

市長 償還は、地方税等の一般財源もしくは使用料収入等を財源としています。

地方公共団体は、住民の福祉建設事業の各種事業を行うに当たり、地方債の活用を図っていますが、その償還費は地方税等の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うこととされています。

水道事業及び下水道事業は、受益者が限定されているので、整備に当たっては水道事業では給水申込負担金、下水道事業では受益者負担金で事業を進めています。また、水道料金は受水費や配水費に充て、下水道使用料は維持管理経費に充てるほか、地方債の利子の償還の一部に充てています。

◆政治姿勢

問 各種経費（交際費・人件費等）削減・節約について伺う。

市長 人件費は、一般職にあつては人事院勧告及び県人事委員会勧告に沿った給

料、手当等の引き下げを、市長をはじめとする特別職にあつても一般職と同様に給料、手当等の引き下げを行っています。さらに、市長車の運行も、職務に支障がない場合は可能な限り自家用車で出勤するなど、人件費を含めて経費の節減に努めており、今後もさらに節減合理化を図りながら、限られた財源のもとで、最大の市民福祉の向上を図りたい。

◆入札問題

問 委託の見直し及び今後の方針は。

市長 単純業務を専門業者に発注せず、シルバー人材センター等へ発注してはとのご指摘では、業務内容によつては部分的に技術資格等がなくともできる業務もありますが、業務全体を見た場合に技術資格等を必要とする業務と関連のある単純業務については、専門業者へ発注しており、実際、

発注するときには分割発注の効率性や専門的技術、知識を必要とする業務の安全性や効率性を踏まえ、それらを見極めて発注するよう努めています。

石橋 輝勝

◆児童・園児の安全確保について

問 平成13年大阪吹田市で起こりました不審者侵入による児童虐殺事件は社会を

驚愕させましたが、その後不審者による校内への侵入は後を絶ちません。また学校を離れては通学路での危険、家庭に帰つては虐待が報じられております。そして過去には0-157集団食中毒事件、ポケモン事件と、児童・園児の危険は場所を問わず増すばかりであります。またその原因もさまざまありますが、吹田市の事件も0-157もポケモン事件も真相が明らかにされたととても思えない状況にあります。ただ一つ、0-157事件について、民主党管代表は、一

昨年の民主党千葉県連総会において、カイワレに0-157遺伝子が含まれていたと報告しております。テ口とまでは断定しておりませんが、遺伝子レベルのテ口を疑いたくなる事実であります。ポケモン事件は、光の放射が複数の人にてん

かん症状を引き起こした特殊な事件でありました。光は電磁波であり、電磁波という言葉は携帯電話の普及により一般化し、心臓ペースメーカーへの影響、脳への影響が明らかにされております。そのため、イギリスでは携帯電話の子供の使用を禁止しております。また、高圧送電線付近では、電磁波の影響により幼児がんの発生率が高まることも証明されております。そして、ロシアでは、電磁波・超音波・低周波音・光の放射が精神に影響することを確認、武器に相当するとする法案を2001年6月26日下院で可決し、同年7月26日ブーチン大統領が署名しております。この種の武器は塀を越えて入ることができる見えないテクノロジ兵器であります。そしてその種の兵器が日本でも使われていることを示す資料として、平成10年8月18日付にて「電磁波悪用実態ご認識のお願い及び被害者の早期発見・救済お願いの件」を長谷川市長に宛て送付しております。昔から備えあれば憂いなしと言われるように、児童・園児を

危険から守るためには今日想定されるすべての危険に備えることが肝要と考えますが、長谷川市長のご見解をお尋ね致します。

市長 高圧送電線あるいは携帯電話による電磁波の人体への影響については、いろいろ議論のあるところではありますが、そのような故意でない被害は問題の対象外ということでございますので、そうではなく電磁波が故意に、かつ組織的に悪用されることによる児童・園児が被害に遭うというようなことは一切ないと認識をしております。また、書簡については読ませていただきましたが、その結果、具体的な対応が必要であるとは認識してございます。書簡では、電磁波の悪用というように言うことを言われておりますが、私としては実態として何らかの目的のために電磁波が悪用されているとは到底考えられません。

